

平成 27 年 6 月 30 日記者発表資料

平成 27 年 6 月 23 日作成
豊かなくらし部 商工観光課
担当：課長 安福昇治
内線：2205

住宅リフォーム費用を補助（2次募集）

市内産業の活性化と市民の皆様の住環境の向上のため、市内の施工業者を利用して住宅の改修工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。

- 1 **募集件数** 100 件程度（応募多数の場合は抽選）
- 2 **申込期間** 7 月 1 日（水）～8 月 31 日（月）消印有効
- 3 **申込方法** 往復はがきに以下の必要事項を記入し郵送
住所、氏名、生年月日、電話番号、工事内容、工事予定日程、住宅の所有者
- 4 **対象者** 以下の条件にすべてに該当する方
 - (1) 三木市に住所を有する方
 - (2) 市内で自ら所有する住宅に居住している方
 - (3) 市税の滞納がない方
- 5 **対象工事** 次のすべてに該当する工事
 - (1) 市内の施工業者が施工する工事
 - (2) 工事費が 20 万円以上の改築、修繕、模様替え等の工事
 - (3) 補助金の交付決定後に着手する工事（早くても 9 月下旬以降）
 - (4) 平成 28 年 3 月 31 日までに工事が完了し、工事代金の支払も終わることができる工事
- 6 **対象とならない工事**
 - (1) 市の他の制度や、省エネ住宅エコポイント制度の対象となる工事箇所
 - (2) 平成 25、26 年度に同事業の補助を受けた工事、また平成 27 年度の 1 次募集で補助を受ける予定の工事
 - (3) 補助金の交付決定前に着工、または完了している工事
 - (4) 電化製品の取り付け工事
 - (5) 外構工事（カーポート、造園、門扉、ブロック塀など）
- 7 **補助金額** 補助対象となる工事費の 10%（上限 10 万円）

申込・問い合わせ先

三木市豊かなくらし部商工観光課商工振興グループ
電話 0794-82-2000（内線 2231）